

# 東京都個別指定制度の手引

(再生輸送業・再生活用業申請用)

東京都環境局

令和3年1月

＊ 本手引における用語は以下のとおりとする。

法……廃棄物の処理及び清掃に関する法律

政令……廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

省令……廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

条例……東京都廃棄物条例

都規則……東京都廃棄物規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例……環境確保条例

産業廃棄物処理業……産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業

再生輸送業者……産業廃棄物再生輸送業の指定を受けた者

再生活用業者……産業廃棄物再生活用業の指定を受けた者

## I 個別指定制度

東京都内で産業廃棄物の処理を業として行う場合は、都知事の産業廃棄物処理業の許可(法第14条)が必要となりますが、「再生利用されることが確実であると都知事が認めた産業廃棄物のみの処理を業として行う者」であって「都知事の指定を受けた者」は、産業廃棄物処理業の許可は必要ありません。

この指定には、個別の申請に対して指定を行う「個別指定」と、産業廃棄物を特定した上で同一形態の取引を広く一般的に指定する「一般指定」があります。本手引は、この内、「個別指定」について、具体的な基準、申請の方法等を規定するものです。

個別指定には、産業廃棄物の収集運搬を行う者に対して行われる「再生輸送業」の指定と、産業廃棄物の処分を行う者に対して行われる「再生活用業」の指定があります。それぞれ指定を受けようとする者の申請に対して行われ、都知事は申請内容が指定基準に適合しているかを審査し、適合すると認められる場合には、「指定証」を交付します。

## II 指定の対象となる産業廃棄物

### 1 建設泥土等

本制度における建設泥土等とは、以下の汚泥若しくは汚泥を処理したものをいう。

- ・シールド工法若しくは開削工法を用いた掘削工事に伴って生じた無機性の汚泥
- ・杭基礎工法、ケーソン基礎工法若しくは地中連続壁工法に伴う掘削工事に伴って生じた無機性の汚泥
- ・地盤改良工法を用いた工事に伴って生じた無機性の汚泥
- ・これらの工事に伴って生じた無機性の汚泥を処理したもの

### 2 コンクリート片

本制度におけるコンクリート片とは、以下のコンクリートの破片をいう。

- ・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片

### 3 廃ペットボトル

本制度における廃ペットボトルとは、以下のペットボトルをいう。

- ・ポリエチレンテレフタレート製の容器(飲料(酒類を含む。))又は特定調味料(資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項の上欄に規定する調味料に関する省令(平成二十年農林水産省・経済産業省令第一号)で定める調味料をいう。)が充填されていたものに限る。)が廃棄物となったものであって、小売販売を業として行う者の販売店で他の廃棄物と分別して回収されたもの

### Ⅲ 個別指定の基準

(注) 表中適用欄の、「共通」は建設泥土等、コンクリート片及び廃ペットボトル、「コンクリ」はコンクリート片、「泥土」は建設泥土等、「ペット」は廃ペットボトルに適用される。

#### 1 再生輸送業の指定基準

|   | 基準  | 適用   |
|---|---|------|
| 1 | 申請者の能力が、省令第10条2号(産業廃棄物収集運搬業の申請者の能力に係る許可基準)に掲げる基準に適合するものであること。   | 共通   |
| 2 | 収集又は運搬において生活環境上の支障が生じないこと。                                      | 共通   |
| 3 | 申請者が、法第14条第5項第2号イからへ(欠格条項)までのいずれにも該当しないこと。                      | 共通   |
| 4 | 申請者が法又は条例に違反していない者であること。  | 共通   |
| 5 | 再生輸送に係る建設泥土等の処分について、再生活用業の指定若しくは法第15条の4の2の規定により環境大臣の認定を受けていること。 | 泥土   |
|   | 再生輸送に係るコンクリート片の処分について、再生活用業の指定を受けていること。                         | コンクリ |

#### 2 再生活用業の指定基準

|   | 基準  | 適用         |
|---|---|------------|
| 1 | 申請者の能力が、省令第10条の5第1号ロ(産業廃棄物処分業の申請者の能力に係る許可基準)に掲げる基準に適合するものであること。   | 共通         |
| 2 | 排出事業者から引き取られた産業廃棄物は、その大部分が再生の用に供されること。  | 共通         |
| 3 | 再生利用の過程において生ずる廃棄物の処理を適切に遂行できること。  | 共通         |
| 4 | 再生利用において生活環境上の支障が生じないこと。  | 共通         |
| 5 | 申請者が、法第14条第5項第2号イからへ(欠格条項)までのいずれにも該当しないこと。  | 共通         |
| 6 | 申請者が法又は条例に違反していない者であること。  | 共通         |
| 7 | 申請者と、コンクリート片又は建設泥土等を排出する建設工事を行う者との間で、次の事項を含む利用計画が確認されていること。<br>(1) コンクリート片又は建設泥土等を排出する工事の件名及び概要<br>(2) コンクリート片又は建設泥土等の排出予定量及び利用予定量<br>(3) 排出及び利用の予定時期 | 泥土<br>コンクリ |

|    |  |      |
|----|--|------|
|    | (4) コンクリート片又は建設泥土等の利用用途<br>(5) 利用するコンクリート片又は建設泥土等の品質   |      |
| 8  | <p>◎建設泥土等を建設工事の資材として利用する場合</p> <p>(1) 国若しくは東京都の定める技術基準又はこれらに準じた基準等に従って再生利用が行われること。</p> <p>(2) 当該工事が市街化区域内、港湾区域内又は河川区域内で行われるものであること。ただし、当該工事が公共工事等の場合はこの限りではない。</p> <p>(3) 当該工事が法令に基づく許認可を要する事業として行われる場合には、当該許認可を得たものであること。</p> <p>(4) 当該工事において受注者が工事一式を他社に請け負わせることがないこと。</p> <p>(5) 当該工事において、受注者が専任の監理技術者(監理技術者資格者証の交付を受けている者に限る。)を常駐させていること。</p> <p>(6) 当該工事において建設泥土等を資材として利用することについて、発注者及び受注者の間で合意されていること。</p> <p>(7) 建設泥土等を産業廃棄物処分業者の有する施設で処分(中間処理)する場合には、次の基準に適合すること。</p> <p>ア 当該産業廃棄物処理業者が法第14条第6項に規定により都知事の許可を得たものであること。ただし、広域的な再生利用が必要な場合には、この限りではない。</p> <p>イ 当該再生利用に係る建設泥土等は、他の廃棄物と区分して処分されること。</p> | 泥土   |
|    | <p>◎建設泥土等から再生品(市場性が認められる製品)を得る場合</p> <p>(1) 再生品の性状を適合させるべき標準的な規格があること等当該再生品の性状が利用者の需要に適合していることを判断するに足りる条件が整備されていることにより、再生品の利用が見込まれること。</p> <p>(2) 通常の使用に伴って生活環境の保全上支障が生ずるおそれがない再生品を得るためのものであること。</p>   | 泥土   |
| 9  | <p>以下の用途に利用するものであること。</p> <p>(1) 廃棄物埋立処分場の仮設道路建設用の資材</p> <p>(2) 河川又は港湾の護岸建設用の資材</p>  | コンクリ |
| 10 | 利用する工事を発注した者が指定する品質基準に適合していること。  | コンクリ |
| 11 | 搬入された廃ペットボトルの全量について、異物の除去、洗浄、破碎その他の処理をし、フレーク、ペレット等のプラスチック原料を得ること。  | ペット  |

#### IV 申請の方法

##### 1 申請受付場所

再生活用する場所を管轄する窓口へ提出してください。

##### (1)23区・島しょ地域

東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 審査担当

新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第2本庁舎  
JR東日本 新宿駅から徒歩15分 都営大江戸線 都庁前駅から徒歩5分  
電話 03-5388-3587(直通)  
Mail: S0000637@section.metro.tokyo.jp

## (2)多摩地域（八王子市を除く。）

東京都環境局 多摩環境事務所 廃棄物対策課 審査担当  
立川市錦町四丁目6番3号 東京都立川合同庁舎  
JR東日本 立川駅から徒歩15分 西国立駅から徒歩5分  
電話 042-528-2693(直通)  
Mail: S0200282@section.metro.tokyo.jp

## 2 申請受付時間

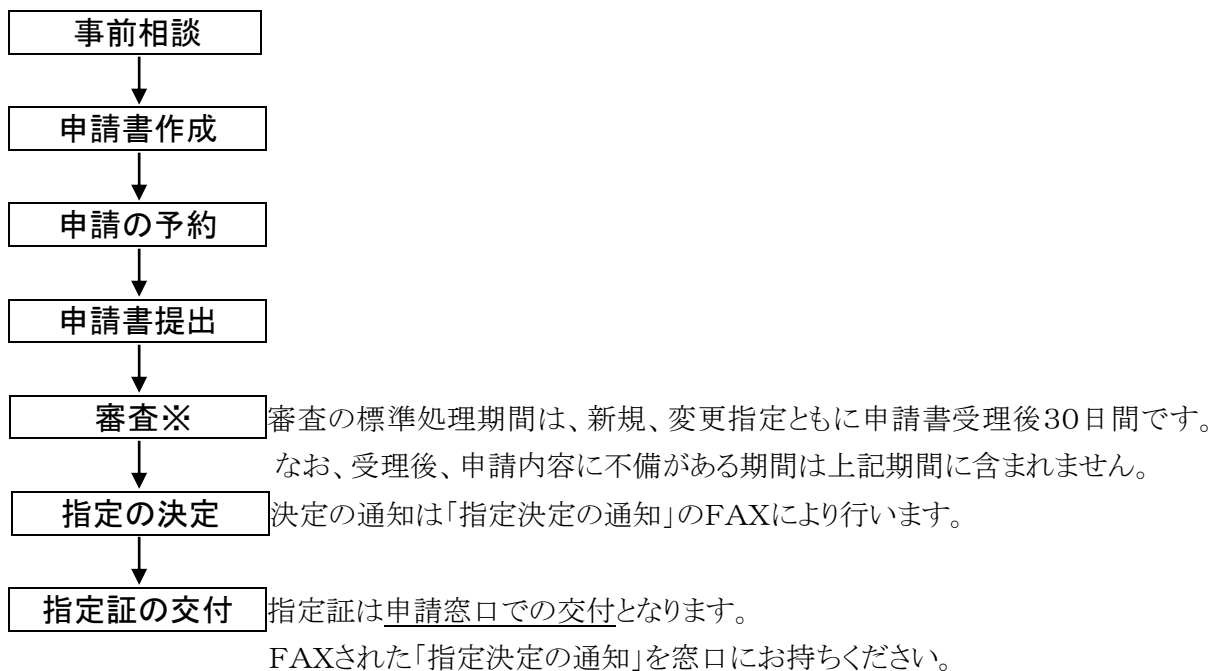
受付時間は、平日の午前9時から11時、午後1時から午後4時までです。

申請は、予約制とさせていただきます。あらかじめ上記1の申請受付場所に電話予約の上、御来庁下さい。メール申請の場合は、件名を「東京都個別指定制度の申請について【申請者名】」として下さい。また、受信確認を行いますので、お手数ですが電話にてご連絡ください。

## 3 申請手数料

不要です。

## V 指定手続の流れ



※ 審査・・・指定基準に適合していない場合は指定を行いません。

※ 郵送でのお手続きをご希望の場合は、ご連絡ください。

## VI 申請書類

提出部数は正副2部です。副本は受理後、申請者に返却します。

申請書類はA4フラットファイルに綴じて提出して下さい。

住民票等の公的な書類は、申請日より6ヶ月以内に発行されたものに限りです。

(注) 表中適用欄の、「共通」は建設泥土等、コンクリート片及び廃ペットボトル、「コンクリ」はコンクリート片、「泥土」は建設泥土等、「ペット」は廃ペットボトルに適用される。

### 1 再生輸送業の申請書類

|   | 書類   | 適用 |
|---|--|----|
| 1 | 産業廃棄物再生輸送業指定申請書(都規則第9号様式)  | 共通 |
| 2 | 事業計画書  | 共通 |
| 3 | 申請者が個人である場合は、住民票抄本<br>申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書   | 共通 |
| 4 | 取引関係を記載した書類<br>(1) 排出事業者<br>(2) 再生利用を行う者<br>(3) 再生製品名  | 共通 |
| 5 | 申請者の能力が指定基準に適合していることを示す書類<br>(1) 収集若しくは運搬又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類<br>(2) 収集又は運搬の開始に新たに資金を要する場合は、その総額及び調達方法を記載した書類<br>(3) 申請者が法人である場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納税証明書(その1納税額証明用)<br>(4) 申請者が個人の場合は、資産に関する調書、直前3年の所得税の納税証明書(その1納税額証明用) | 共通 |
| 6 | 生活環境上の対策を記載した書類(別紙様式1)   | 共通 |
| 7 | 自動車検査証の写し(有効期限内のもの)  | 共通 |
| 8 | 欠格条項に該当していない旨の誓約書(別紙様式2)   | 共通 |
| 9 | 積替え又は保管を行う場合は、積替え又は保管場所に関する書面及び図面<br>(1) 所在地、面積、積替えのための保管上限を記載した書類<br>(2) 平面図<br>(3) 所有権又は使用权を有することを証する書類(公図、土地・建物登記事項証明書、賃貸借契約書等)   | 共通 |

|    |   |      |
|----|---|------|
| 10 | (1) 申請者が法人である場合において、当該法人に相談役又は顧問が置かれているときは、当該相談役又は顧問の氏名及び住所を記載した書類<br>(2) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主又は出資額の5%以上の出資をしている出資者があるときは、その者の氏名又は名称及び住所、当該株主の有する株式数又は出資者の出資額を記載した書類 | 泥土   |
| 11 | 当該建設泥土等の処分を行う者に関する書類で以下のいずれか一つ<br>(1) 産業廃棄物再生活用業指定証の写し(ただし、当該処分が都知事の指定を受けている場合を除く。)<br>(2) 政令第7条の3において準用する第5条の6に規定による環境大臣の認定証の写し  | 泥土   |
|    | 当該コンクリート片の処分を行う者に関する書類<br>(1) 産業廃棄物再生活用業指定証の写し(ただし、当該処分が都知事の指定を受けている場合を除く。)   | コンクリ |

## 2 再生活用業の申請書類

(1) 再生活用工事が、①公共工事(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第2項に規定する公共工事)、②鉄道事業者が行う鉄道施設の工事、(3)軌道経営者が行う軌道の工事、④一般電気事業者又は卸電気事業者が行う事業用電気工作物の工事、⑤一般ガス事業者が行うガス工作物の工事、⑥都市計画法の規定により都道府県知事の認可を得た都市計画事業の工事、の場合は、表中網掛けの書類について省略できます。

(2) 廃ペットボトルの再生活用業の申請において、表中(※1)の書類は、東京都で産業廃棄物処分業許可、一般廃棄物処理施設設置許可又は産業廃棄物処理施設設置許可(5年以内に許可を受けたものに限る。)を受けている場合には、許可証の写しの添付をもって、提出不要です。また、表中(※2)の書類は、申請者が産業廃棄物処分業許可(申請に係る施設において、ペットボトルの再生を行うことができるものに限る。)を受けている場合には、許可証の写しの添付をもって、提出不要です。

|   | 書類  | 適用   |
|---|---|------|
| 1 | 産業廃棄物再生活用業指定申請書(都規則第10号様式)  | 共通   |
| 2 | 事業計画書(下記事項を含むもの。)<br>(1) 建設泥土等の排出から再生利用に至る一連の工程(残渣の処分方法を含む。)<br>(2) 建設泥土等を工事の資材として利用する場合は、当該利用が準拠しようとする技術基準の名称<br>(3) 建設泥土等から再生品を得る場合には再生品が準拠しようとする規格等の名称<br>(4) 建設泥土等を再生利用するために産業廃棄物処分業者の有する施設で処理を行う場合には、当該産業廃棄物処分業者の名称、許可番号、施設の所在地<br>(5) 事業開始年月日、事業終了年月日 | 泥土   |
|   | 事業計画書(下記事項を含むもの。)<br>(1) コンクリート片の排出から再生利用に至る一連の工程   | コンクリ |

|    |  |     |
|----|--|-----|
|    | (2) 事業開始年月日、事業終了年月日  |     |
|    | 事業計画書(下記事項を含むもの。)<br>廃ペットボトルの搬入から再生利用に至る一連の工程  | ペット |
| 3  | 申請者が個人である場合は、住民票抄本(※1)<br>申請者が法人である場合は、定款又は寄付行為及び登記事項証明書(※1)   | 共通  |
| 4  | 申請者の能力が、指定基準に適合していることを示す書類<br>(1) 申請に係る再生利用又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類(※2)<br>(2) 技術上の業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者の履歴書(※2)<br>(3) 再生利用の開始に新たに資金を要する場合には、その総額及び調達方法を記載した書類<br>(4) 申請者が法人の場合は、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納税証明書(その1納税額証明用)(※1)<br>(5) 申請者が個人の場合は、資産に関する調書、直前3年の所得税の納税証明書(その1納税額証明用)(※1) | 共通  |
| 5  | 取引関係を記載した書類<br>(1) 排出事業者<br>(2) 運搬を行う者<br>(3) 再生製品名  | 共通  |
| 6  | 生活環境上の対策を記載した書類(別紙様式1)   | 共通  |
| 7  | 欠格条項に該当していない旨の誓約書(別紙様式2)   | 共通  |
| 8  | 保管を行う場合は、保管場所に関する書面及び図面<br>(1) 所在地、面積、保管上限を記載した書類<br>(2) 平面図<br>(3) 所有権又は使用の権原を有することを証する書類(公図、土地・建物登記事項証明書、賃貸借契約書)(※2)   | 共通  |
| 9  | (1) 申請者が法人である場合において、当該法人に相談役又は顧問が置かれているときは、相談役又は顧問の氏名及び住所を記載した書類<br>(2) 申請者が法人の場合は、発行済株式総数の5%以上の株式を有する株主又は出資額の5%以上の出資をしている出資者があるときは、その者の氏名又は名称及び住所、当該株主の有する株式数又は出資者の出資額を記載した書類   | 泥土  |
| 10 | ◎建設泥土等を建設工事の資材として利用する場合<br>(1) 建設泥土等を資材として利用する工事の概要を記載した書類<br>(2) 建設泥土等を利用する場所を示す図面<br>(3) 当該利用が準拠しようとする技術基準の写し(国又は東京都の定める技術基準の場合を除く。)<br>(4) 申請者と建設泥土等を排出する工事を行う者との間の確認書<br>(下記事項を含むもの)   | 泥土  |



|    |   |      |
|----|---|------|
|    | <p>ア 建設泥土等を排出する工事の件名及び概要</p> <p>イ 建設泥土等の排出予定量及び利用予定量</p> <p>ウ 排出及び利用の予定時期</p> <p>エ 建設泥土等の利用用途</p> <p>オ 利用する建設泥土等の品質</p> <p>(5) 当該建設工事に係る事業が必要な許認可を得ていることを証する書類</p> <p>(6) 工事請負契約書等の写し等の書類(下記事項を含むもの)</p> <p>ア 当該工事において、受注者が工事一式を他社に請け負わせることがないこと。</p> <p>イ 当該工事において、受注者が専任の監理技術者(監理技術者資格者証の交付を受けている者に限る。)を常駐させていること。</p> <p>ウ 建設工事において建設泥土等を資材として利用することについて、発注者及び受注者の間で合意されていること。</p> |      |
|    | <p>◎建設泥土等から再生品(市場性が認められる製品)を得る場合</p> <p>再生品が準拠しようとするJIS規格、仕様書等の写し</p>   | 泥土   |
| 11 | 建設泥土等を発生する工事が、環境確保条例第117条第1項に定める土地の改変に相当する場合は、同条第1項及び第2項に基づき行った調査結果の報告書   | 泥土   |
| 12 | <p>申請者とコンクリート片を排出する工事を行う者との間の確認書</p> <p>(下記事項含むもの)</p> <p>(1) コンクリート片を排出する工事の件名及び概要</p> <p>(2) コンクリート片の排出予定量及び利用予定量</p> <p>(3) 排出及び利用の予定時期</p> <p>(4) コンクリート片の利用用途</p> <p>(5) 利用するコンクリート片の品質</p>  | コンクリ |

## Ⅶ 指定後の手続き

### 1 業の変更指定の申請

指定を受けた者が次に掲げる事項を変更しようとする場合は、その変更の指定を申請しなければなりません。ただし、事業の一部を廃止する場合はこの限りではありません。

|        | 変更指定が必要な事項  | 変更指定申請に必要な書類  |
|--------|---|---|
| 再生輸送業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・取り扱う産業廃棄物の種類</li> <li>・再生利用の目的</li> <li>・事業計画書</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物再生輸送業変更指定申請書(都規則第13号様式)</li> <li>・申請書類のうち当該変更に係る部分の書類</li> </ul> |
| 再生活用業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・取り扱う産業廃棄物の種類</li> <li>・再生利用の目的</li> <li>・再生利用の方法</li> <li>・事業計画書</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物再生活用業変更指定申請書(都規則第14号様式)</li> <li>・申請書類のうち当該変更に係る部分の書類</li> </ul> |

## 2 変更届

指定を受けた者が次に掲げる事項を変更しようとする場合は、その変更をした日から10日以内に変更届を提出しなければなりません。

|        | 変更届が必要な事項  | 変更届に必要な書類  |
|--------|--|--|
| 再生輸送業者 | ・住所及び氏名(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)<br>・営業所又は事業場の所在地<br>・運搬車、運搬船その他主たる運搬施設の種類及び数量<br>・取引関係 | ・変更届(都規則第15号様式)<br>・申請書類のうち当該変更に係る部分の書類<br>・指定証の写し |
| 再生活用業者 | ・住所及び氏名(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)<br>・営業所又は事業場の所在地<br>・取引関係                              | ・変更届(都規則第15号様式)<br>・申請書類のうち当該変更に係る部分の書類<br>・指定証の写し |

## 3 休止及び廃止届

指定をうけた者は、事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、10日以内に業の休止・廃止届(都規則第16号様式)を提出しなければなりません。なお、休止・廃止届に指定証原本を添付してください。

## 4 指定証の返納

指定をうけた者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに指定証を返納しなければなりません。

- (1) 業の指定を取り消されたとき
- (2) 業を廃止したとき
- (3) 指定証の有効期間を満了したとき
- (4) 指定証をき損したとき

## 5 指定証の再交付

指定を受けた者は、指定証を紛失し又は毀損したときは、直ちに指定証再交付申請書(都規則第19号様式)を提出し、指定証の再交付を受けなければなりません。

## 6 実績報告

指定を受けた者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における輸送又は活用の実績に関し、実績報告書を作成し提出しなければなりません。

|             |                              |
|-------------|------------------------------|
| 産業廃棄物再生輸送業者 | 産業廃棄物再生輸送業実績報告書(都規則第19号の2様式) |
| 産業廃棄物再生活用業者 | 産業廃棄物再生活用業実績報告書(都規則第19号の3様式) |

(注) 事業の全部又は一部を休止し又は廃止した場合は、上記に係わらず休止又は廃止した日から3ヶ月以内に実績報告書を提出しなければなりません。

## Ⅷ 指定の取消し

指定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その指定の全部又は一部を取り消されることがあります。

- (1) 法又は条例に違反する行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反する行為を助けたとき。
- (2) 指定基準に該当しないと認めたとき。
- (3) 指定に付した条件に違反したとき。

## Ⅸ 法の適用関係

再生輸送業者及び再生活用業者に適用される法の規定は、以下のとおりです。

| 規定               | 条項           | 適用の有無 |
|------------------|--------------|-------|
| 産業廃棄物処理基準        | 法第12条第1項     | 無     |
| 産業廃棄物管理票(マニフェスト) | 法第12条の3      | 無     |
| 産業廃棄物処理業の許可      | 法第14条第1項、第6項 | 無     |
| 報告徴収、立入検査        | 法第18条、法第19条  | 有     |
| 措置命令             | 法第19条の4      | 有     |

生活環境上の対策を記した書類

|         | 生活環境上の対策 |
|---------|----------|
| 粉じん飛散対策 |          |
| 汚水流出対策  |          |
| 騒音振動対策  |          |
| その他の対策  |          |

- \* 必要に応じて対策の方法を示した書類及び図面を添付すること。
- \* 該当しない場合は「該当なし」と記入すること。

別紙様式2

# 誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

東京都知事殿

申請者

住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

建設泥土の工事間利用に関する確認書

令和 年 月 日

甲

乙

甲及び乙は、下記の通り、甲において発生する建設泥土を、乙において建設泥土処理土として利用する予定であることについて、確認する。

|                            |        |                   |                   |  |
|----------------------------|--------|-------------------|-------------------|--|
| 建設泥土の排出を予定している工事<br>(甲)    | 工事件名   |                   |                   |  |
|                            | 工事場所   |                   |                   |  |
|                            | 工事概要   |                   |                   |  |
|                            | 担当者    | 部課係名              |                   |  |
|                            |        | 担当者名              |                   |  |
|                            |        | 連絡先               |                   |  |
| 建設泥土処理土の利用を予定している工事<br>(乙) | 工事件名   |                   |                   |  |
|                            | 工事場所   |                   |                   |  |
|                            | 工事概要   |                   |                   |  |
|                            | 担当者    | 部課係名              |                   |  |
|                            |        | 担当者名              |                   |  |
|                            |        | 連絡先               |                   |  |
| 再生活用の概要                    | 工事間利用  | 排出予定量             | ( $m^3 \cdot t$ ) |  |
|                            | 予定量    | 利用予定量             | ( $m^3 \cdot t$ ) |  |
|                            | 排出予定時期 | 令和 年 月 日～令和 年 月 日 |                   |  |
|                            | 利用予定時期 | 令和 年 月 日～令和 年 月 日 |                   |  |
|                            | 利用用途   |                   |                   |  |
|                            | 利用品質   |                   |                   |  |
| 備考                         |        |                   |                   |  |

\* 産業廃棄物処分業者の有する施設で処理を行う場合、当該産業廃棄物処分業者の名称及び許可番号を備考欄に記載すること。

## 東京都廃棄物規則様式集

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 産業廃棄物再生輸送業指定申請書   | 第 9号様式   |
| 産業廃棄物再生活用業指定申請書   | 第10号様式   |
| 産業廃棄物再生輸送業指定証     | 第11号様式   |
| 産業廃棄物再生活用業指定証     | 第12号様式   |
| 産業廃棄物再生輸送業変更指定申請書 | 第13号様式   |
| 産業廃棄物再生活用業変更指定申請書 | 第14号様式   |
| 変更届               | 第15号様式   |
| 業の休止・廃止届          | 第16号様式   |
| 指定取消書             | 第17号様式   |
| 指定証再交付申請書         | 第19号様式   |
| 産業廃棄物再生輸送業実績報告書   | 第19号の2様式 |
| 産業廃棄物再生活用業実績報告書   | 第19号の3様式 |

第 9 号様式（第 20 条関係）（平 12 規則 142・追加、平 19 規則 7・一部改正）

（表）

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号 ( )

産業廃棄物再生輸送業指定申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 9 条第 2 号の規定により、産業廃棄物再生輸送業の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

|                          |                           |  |
|--------------------------|---------------------------|--|
| 取り扱う産業廃棄物の種類             |                           |  |
| 営業所又は事業場の所在地             |                           |  |
| 再生利用の目的                  |                           |  |
| 運搬車、運搬船その他主たる運搬施設の種類及び数量 |                           |  |
| 取<br>引<br>関<br>係         | 排出事業者（法人にあっては、名称及び所在地）    |  |
|                          | 再生利用を行う者（法人にあっては、名称及び所在地） |  |
|                          | 再生製品名                     |  |

（日本工業規格 A 列 4 番）



|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 添<br>付<br>書<br>類<br>及<br>び<br>図<br>面 | <ol style="list-style-type: none"><li>1 事業計画書</li><li>2 住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）</li><li>3 取引関係を記載した書類</li><li>4 申請者が東京都廃棄物規則第 21 条第 1 項第 1 号に適合することを示す次の書類<ol style="list-style-type: none"><li>イ 当該収集若しくは運搬又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類</li><li>ロ 当該収集又は運搬の開始に新たに資金を要する場合には、その総額及び調達方法を記載した書類</li><li>ハ 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li><li>ニ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li></ol></li><li>5 生活環境保全上の対策を記載した書類</li><li>6 自動車検査証の写し</li><li>7 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面</li><li>8 その他東京都廃棄物規則第 19 条の 2 の規定により知事が定める産業廃棄物ごとに知事が定める書類及び図面</li></ol> |
|--------------------------------------|---|

備考

- 1 正副 2 部提出すること。
- 2 欄内に書き切れないときは、別紙に記入すること。

第 10 号様式（第 20 条関係）（平 12 規則 142・追加、平 19 規則 7・一部改正）

（表）

年 月 日

東京都知事 殿

申請者 住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号 ( )

産業廃棄物再生活用業指定申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 10 条の 3 第 2 号の規定により、産業廃棄物再生活用業の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

|              |                         |
|--------------|-------------------------|
| 取り扱う産業廃棄物の種類 |                         |
| 営業所又は事業場の所在地 |                         |
| 再生利用の目的      |                         |
| 再生利用の方法      |                         |
| 取引関係         | 排出事業者（法人にあっては、名称及び所在地）  |
|              | 運搬を行う者（法人にあっては、名称及び所在地） |
|              | 再生製品名                   |

（日本工業規格 A 列 4 番）

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 添<br>付<br>書<br>類<br>及<br>び<br>図<br>面 | <ol style="list-style-type: none"><li>1 事業計画書（東京都廃棄物規則第 19 条の 2 の規定により知事が定める産業廃棄物ごとに知事が定める事項を記載したものに限る。）</li><li>2 住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）</li><li>3 申請者が東京都廃棄物規則第 21 条第 2 項第 1 号の基準に適合することを示す次の書類<ol style="list-style-type: none"><li>イ 当該再生利用又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類</li><li>ロ 技術上の業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者の履歴書</li><li>ハ 当該再生利用の開始に新たに資金を要する場合には、その総額及び調達方法を記載した書類</li><li>ニ 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li><li>ホ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li></ol></li><li>4 取引関係を記載した書類</li><li>5 生活環境保全上の対策を記載した書類</li><li>6 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面</li><li>7 その他東京都廃棄物規則第 19 条の 2 の規定により知事が定める産業廃棄物ごとに知事が定める書類及び図面</li></ol> |
|--------------------------------------|---|

備考

- 1 正副 2 部提出すること。
- 2 欄内に書き切れないときは、別紙に記入すること。

指定 第 号

産業廃棄物再生輸送業指定証

住 所  
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 9 条第 2 号の規定により、  
下記のとおり指定する。

年 月 日

東京都知事 印

記

- 1 指定の年月日 年 月 日
- 2 指定の有効期限 年 月 日
- 3 取り扱う産業廃棄物の種類
- 4 取引関係
- 5 指定の条件

- 注 1 この指定について、不服があるときは、この指定があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内に、東京都知事に異議申立てをすることができます (なお、この指定があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この指定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この指定については、この指定があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、東京都を被告として (訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分取消しの訴えを提起することができます (なお、この指定があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この指定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格 A 列 4 番)

指定 第 号

産業廃棄物再生活用業指定証

住 所  
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 10 条の 3 第 2 号の規定により、下記のとおり指定する。

年 月 日

東京都知事

印

記

- |   |              |   |   |   |
|---|--------------|---|---|---|
| 1 | 指定の年月日       | 年 | 月 | 日 |
| 2 | 指定の有効期限      | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 取り扱う産業廃棄物の種類 |   |   |   |
| 4 | 再生利用の方法      |   |   |   |
| 5 | 指定の条件        |   |   |   |
| 6 | 取引関係         |   |   |   |

- 注 1 この指定について、不服があるときは、この指定があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内に、東京都知事に異議申立てをすることができます (なお、この指定があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この指定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この指定については、この指定があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、東京都を被告として (訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この指定があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この指定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格 A 列 4 番)

第 1 3 号様式 (第 23 条関係) (平 12 規則 142・追加、平 19 規則 7・一部改正)

(表)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

産業廃棄物再生輸送業変更指定申請書

東京都廃棄物規則第 23 条第 1 項の規定により、産業廃棄物再生輸送業の変更の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

| 指定年月日及び指定番号   | 年 月 日 指 定 第 号 |  |
|---------------|---------------|--|
| 変 更 の 内 容     | 変更前           |  |
|               | 変更後           |  |
| 変 更 の 理 由     |               |  |
| 変 更 予 定 年 月 日 |               |  |

(日本工業規格 A 列 4 番)

(裏)

|                                      |   |
|--------------------------------------|---|
| 添<br>付<br>書<br>類<br>及<br>び<br>図<br>面 | <ol style="list-style-type: none"><li>1 事業計画書</li><li>2 住民票の写し（法人にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）</li><li>3 取引関係を記載した書類</li><li>4 申請者が東京都廃棄物規則第 21 条第 1 項第 1 号に適合することを示す次の書類<ol style="list-style-type: none"><li>イ 当該収集若しくは運搬又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類</li><li>ロ 当該収集又は運搬の開始に新たに資金を要する場合には、その総額及び調達方法を記載した書類</li><li>ハ 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li><li>ニ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類</li></ol></li><li>5 生活環境保全上の対策を記載した書類</li><li>6 自動車検査証の写し</li><li>7 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面</li><li>8 その他東京都廃棄物規則第 19 条の 2 の規定により知事が定める産業廃棄物ごとに知事が定める書類及び図面</li></ol> |
|--------------------------------------|---|

備考

- 1 正副 2 部提出すること。
- 2 欄内に書き切れないときは、別紙に記入すること。
- 3 添付書類及び図面は、変更があるものを提出すること。

第 1 4 号様式（第 23 条関係）（平 12 規則 142・追加、平 19 規則 7・一部改正）

（表）

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号 ( )

産業廃棄物再生活用業変更指定申請書

東京都廃棄物規則第 23 条第 3 項の規定により、産業廃棄物再生活用業の変更の指定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

| 指定年月日及び指定番号   | 年 月 日 指 定 第 号 |  |
|---------------|---------------|--|
| 変 更 の 内 容     | 変更前           |  |
|               | 変更後           |  |
| 変 更 の 理 由     |               |  |
| 変 更 予 定 年 月 日 |               |  |

（日本工業規格 A 列 4 番）



添付書類及び図面

- 1 事業計画書（東京都廃棄物規則第 19 条の 2 の規定により知事が定める産業廃棄物ごとに知事が定める事項を記載したものに限る。）
- 2 住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- 3 申請者が東京都廃棄物規則第 21 条第 2 項第 1 号の基準に適合することを示す次の書類
  - イ 当該再生利用又はそれに相当する行為の業務経歴を記載した書類
  - ロ 技術上の業務を的確に行うに足りる知識及び技能を有する者の履歴書
  - ハ 当該再生利用の開始に新たに資金を要する場合には、その総額及び調達方法を記載した書類
  - ニ 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
  - ホ 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 4 取引関係を記載した書類
- 5 生活環境保全上の対策を記載した書類
- 6 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでに該当しない者であることを誓約する書面
- 7 その他東京都廃棄物規則第 19 条の 2 の規定により知事が定める産業廃棄物ごとに知事が定める書類及び図面

備考

- 1 正副 2 部提出すること。
- 2 欄内に書き切れないときは、別紙に記入すること。
- 3 添付書類及び図面は、変更があるものを提出すること。

第 15 号様式 (第 24 条関係) (平 8 規則 98・一部改正、平 12 規則 142・旧第 35 号様式繰上・一部改正、平 19 規則 7・一部改正)

|  |              |  |
|--|--------------|--|
| 年 月 日  |              |  |
| 東京都知事 殿  |              |  |
| 住 所  |              |  |
| 氏 名 <span style="float: right;">㊞</span>   |              |  |
| 〔 法人にあつては、主たる事務所の<br>所在地、名称及び代表者の氏名 〕  |              |  |
| 電話番号   |              |  |
| 変 更 届  |              |  |
| 東京都廃棄物規則第 24 条の規定により、産業廃棄物再生 <span style="float: right;">輸送<br/>活用</span> 業の変更につ<br>いて、次のとおり届け出ます。 |              |  |
| 指定年月日及び指定番号  | 年 月 日 指定 第 号 |  |
| 変 更 年 月 日  |              |  |
| 変 更 事 項  |              |  |
| 変更内容   | 変 更 前        |  |
|  | 変 更 後        |  |
| 変 更 理 由  |              |  |

備考

- 1 次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 指定証の写し
  - (2) 変更内容を証する書類
- 2 2 部提出すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)



第 号

指 定 取 消 書

住 所

氏 名

〔 法人にあっては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付指定 第 号で指定した産業廃棄物再生

輸送業については、東京都廃棄物規則第 26 条第 1 項の規定により、下記のと  
活用  
おり指定を取り消す。

年 月 日

東京都知事

印

記

1 取消事項

2 取消理由

注 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、東京都知事に対して異議申立てをすることができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、東京都を被告として (訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格 A 列 4 番)

第 19 号様式 (第 29 条関係) (平 8 規則 98・一部改正、平 12 規則 142・旧第 39 号様式繰上・一部改正)

|   |               |
|---|---------------|
| 年 月 日   |               |
| 東京都知事 殿   |               |
| 住 所   |               |
| 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>  |               |
| 〔 法人にあつては、主たる事務所の<br>所在地、名称及び代表者の氏名 〕   |               |
| 電話番号  |               |
| 指 定 証 再 交 付 申 請 書   |               |
| <p style="text-align: center;">東京都廃棄物規則第 29 条の規定により、産業廃棄物再生 <span style="float: right;">輸送</span> 業指定証の再<br/> <span style="float: right;">活用</span><br/>         交付について、次のとおり申請します。</p> |               |
| 指定年月日及び指定番号   | 年 月 日 指 定 第 号 |
| 産 業 廃 棄 物 の 種 類   |               |
| 再 交 付 申 請 の 理 由   |               |

備考

- 1 次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) てん末書又は始末書
  - (2) き損の場合は、き損した指定証
- 2 2部提出すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

第 19 号の 2 様式 (第 29 条の 2 関係) (平 19 規則 7・追加)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号 ( )

産業廃棄物再生輸送業実績報告書

東京都廃棄物規則第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づき、産業廃棄物再生輸送業に係る実績を報告します。

|                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 指定年月日及び指定番号     | 年 月 日 指定 第 号       |
| 報 告 の 期 間       | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| 産 業 廃 棄 物 の 種 類 |                    |
| 再 生 利 用 の 目 的   |                    |
| 再生利用のために運搬した量   |                    |

(日本工業規格 A 列 4 番)

第 19 号の 3 様式 (第 29 条の 2 関係) (平 19 規則 7・追加)

年 月 日

東京都知事 殿

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号 ( )

産業廃棄物再生活用業実績報告書

東京都廃棄物規則第 29 条の 2 第 2 項の規定に基づき、産業廃棄物再生活用業に係る実績を報告します。

|                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| 指定年月日及び指定番号     | 年 月 日 指 定 第 号      |
| 報 告 の 期 間       | 年 月 日から<br>年 月 日まで |
| 産 業 廃 棄 物 の 種 類 |                    |
| 再 生 利 用 の 目 的   |                    |
| 処 理 を 受 託 し た 量 |                    |
| 再 生 利 用 量       |                    |
| 残 さ の 処 分 量     |                    |

(日本工業規格 A 列 4 番)